

寄居町総合評価方式活用ガイドライン

寄居町建設工事総合評価方式試行要領第3条第2項の規定により、寄居町で実施する総合評価方式による入札に用いる評価方法及び評価基準は、下記のとおりとする。

記

必須評価項目

ア 企業の社会的貢献度

ア（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準		配点	得点
(ア) 災害防止活動等の協定※1	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	寄居町内に本店又は主たる営業所を置いている。	2.0	2.0
		上記以外。	1.0	
	上記に該当しない。		0	

※1 県機関等との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日時点において協力体制を確認できるものとする。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としない。

ア（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準		配点	得点
(イ) 災害防止活動等の実績※1	過去2年度間に寄居町の求めにより災害防止活動等を行った。		2.0	2.0
	過去2年度間に県機関等の求めにより災害防止活動等を行った。		1.0	
	上記に該当しない。		0	

※1 評価対象となる災害防止活動等は、補足「災害防止活動等一覧」のとおりとする。

【補則】

○災害防止活動等一覧

番号	災害防止活動等の要請機関	災害防止活動等の内容
共通	寄居町及び県機関等	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動

1	寄居町 及び 埼玉県 県土整備部 並びに 都市整備部	寄居町及び埼玉県県土整備部並びに都市整備部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動 ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 道路などの陥没における緊急対応 ④ 道路照明灯などの灯具落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑤ 道路標識などの標識板の落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑥ 交通事故の後処理対応 ⑦ 夜間の緊急時対応 ⑧ 河川等における油流出事故、水質異常事故への対応
2	寄居町 及び 埼玉県 農林部	寄居町及び埼玉県農林部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動 ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 森林管理道の陥没における緊急対応 ④ 森林管理道の安全施設が破損した際の応急措置対応 ⑤ 口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応
3	寄居町 及び 埼玉県 企業局	寄居町及び埼玉県企業局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動 ① 漏水事故における緊急対応 ② 送・配水管路における弁類故障、弁室破損等の緊急対応 ③ 洪水時における取水口、浄水場への緊急対応 ④ 浄水場、河川における油流出事故、水質異常事故への緊急対応 ⑤ 県営水道（工業用水道）の土木・建築施設、設備事故への緊急対応
4	寄居町 及び 埼玉県 下水道局	寄居町及び埼玉県下水道局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動 ① 下水管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応 ② 下水管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応 ③ 流入・放流水質異常事故への緊急対応 ④ 下水道局の土木・建築施設、設備に係る事故への緊急対応

イ 企業倫理や信頼性等

イ（ア）～（カ）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア)入札契約に関する不当な強要行為 ※1、※2、※3	過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(イ)過積載による法令違反※1、※2、※3	過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）の工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(ウ)ディーゼル不適合車の使用による	過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）の県発注工事でディーゼル車の不適合車を使用	-1.0

法令違反※1、※2、※3	し、埼玉県生活環境保全条例違反により、「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	
	上記に該当しない。	0
(エ) 不正軽油の使用による法令違反※1、※2、※3	過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）の工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により、「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(オ) 死亡事故※1、※2、※3	過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）に埼玉県内において作業員又は第三者の死亡事故を起こし、「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(カ) イ（ア）からイ（オ）に該当しない入札参加停止措置※1、※2、※3	イ（ア）からイ（オ）に該当せず、過去2年度間及び今年度（公告日までの期間）に「寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

選択評価項目

ウ 企業の地域精通度

ウ（ア）地理的条件

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地理的条件	本店又は主たる営業所の所在地が寄居町内である。	3.0	3.0

	上記に該当しない。	0	
--	-----------	---	--

エ 企業の社会的貢献度

エ（ア）記号の社会的貢献度の実績（施設管理の協力活動・研修）

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 企業の社会的貢献の実績 (施設管理への協力活動)	過去2年度間に施設管理への協力活動※1の実績が2分類以上※2ある。	2.0	2.0
	過去2年度間に施設管理への協力活動※1の実績が1分類ある。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 施設管理への協力活動とは、県機関等の施設（※2参照）の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものをいう。

- ①施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。
- ②企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。
- ③道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動である。
- ④施設管理者が主催する活動への参加ではない。
- ⑤イベント等への参加ではない。

評価は、県機関等の施設管理者が企業（入札参加者）に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」により評価する。

なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とする。国又は市町村が管理する施設における活動実績は評価対象としない。

※2 県機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類される。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価する。

エ（イ）除雪契約実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 除雪契約実績※1	過去2年度間に寄居町との除雪契約に基づく活動実績がある。	1.0	1.0
	過去2年度間に寄居町との除雪契約実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者

に限る。)を評価対象とする。

エ (ウ) 重機保有状況

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ) 重機保有状況※1	一定規格以上の建設機械※2を複数台保有(リース可)している。	2.0	2.0
	一定規格以上の建設機械※2を1台保有(リース可)している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 建設機械の保有(リース可)状況は、経営事項審査の総合評定値通知書の写し(入札公告日時点において、有効期間内にあるもの)により評価する。

※2 「一定規格以上の建設機械」とは、補則に示す建設機械とする。

【補則】

○対象となる建設機械の種類・要件

- ①ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの(建設機械抵当法施行令別表)
- ②ブルドーザー：自重3トン以上(建設機械抵当法施行令別表)
- ③トラクターショベル：バケット容量0.4 m³以上(建設機械抵当法施行令別表)
- ④モーターグレーダー：自重5トン以上(建設機械抵当法施行令別表)
- ⑤移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上(労働安全衛生法)
- ⑥大型ダンプ車：車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類が建設業であるもの(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)

オ 担い手の確保・育成に関する取組

オ(ア) インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去2年度間に、連続した3日以上の内ターンスンシップの受入れ実績がある。	1.0	1.0
	過去2年度間に、短期(3日未満)の内ターンスンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

【補則】

- 「インターンシップの受入れ実績」の評価対象について
 インターンシップの受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とする。
- ① 以下の学生・生徒を対象としたものであること。
 大学(大学院、短期大学を含む)、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校(職業能力開発校)、職業能力開発大学校(同短期大学校を含む)、特別支援学校(高等部)
- ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。また、当該評価項目はインターンシップ(就業体験)を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は対象としない。
- ② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるものであること。
- ③ 埼玉県内企業が受け入れた実績であること。
- 「現場見学会の受入れ実績」の評価対象について
 現場見学会の受入れ実績は、上記①～③全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とする。

オ(イ) 多様な働き方実践企業の認定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 多様な働き方実践企業の認定※1	埼玉県の「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定(各々プラス評価を含む)を受けている。	1.0	1.0
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」のシルバー認定(プラス評価を含む)を受けている。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価する。

【補則】

- 「多様な働き方実践企業」について
 該当する認定基準の数により、「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の3つの認定区分がある。なお、認定を受けている企業で男性の働き方見直しに取り組む企業はプラス評価となる。

カ その他

- カ(ア) 町内下請の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 町内下請け の選定※1※2	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を寄居町内企業等※3から1社 以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が寄居 町内であり、すべて自社で施工する。	1.0	1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 下請負人に係る町内企業等の「本店又は主たる営業所」は、建設業許可
の本店又は主たる営業所のこと。

※2 下請負人とは、建設業許可を受けかつ、受注業者との直接契約のある1
次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価対象としない。